

社会資本整備審議会 都市計画・歴史的風土分科会 都市計画部会

第9回都市政策の基本的な課題と方向検討小委員会

平成21年5月19日

**【事務局】** おはようございます。ただいまから社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会都市計画部会都市政策の基本的な課題と方向検討小委員会の第9回会合を開催させていただきます。

本日は合計13名のご出席をいただいております。

それでは、議事に移りたいと思います。これからの議事進行は、委員長にお願いしたいと思います。

**【委員長】** おはようございます。

今回は、事務局より前回の議論を踏まえて作成した報告の素案をご説明いただくことといたしまして、その後、意見交換をさせていただきたいと思います。

それでは、事務局よりご説明をお願いいたします。

**【事務局】**

まず、参考資料1として、報告素案概要がございますが、全体の構成はこちらで見ただけであればと思います。

全体の構成としましては、4章立てでございまして、第1章として、都市を巡る社会経済情勢の変化と都市政策の課題について、第2章として、今後の都市政策の基本的な理念、これは前回の骨子の案の際には「目指すべき都市像」と書いておりましたが、表現ぶりとしてはこちらのほうがいいのではないかとということで、こういう形で、基本的な理念として、将来世代に引き継ぐ、豊かで活力ある持続可能な都市ということでまとめています。第3章として、政策転換の視点として、4つの視点からの転換の視点を記載しています。第4章として、今後の都市政策の方向という形で、まず基本的な方向を述べた上で、「エコ・コンパクトシティ」、安全で安心なまちづくり、都市の国際競争力と国際都市連携の推進、美しく魅力ある都市の実現、多様な主体による様々なレベルでのまちづくりの推進という5つの項目に分けて記載し、さらに、これらを受けて、都市計画制度の見直しに向けてと、市街地整備制度の見直しに向けてという2つの提言をする形にしています。この4章立ては、前回の骨子でご説明したときと、基本的には変えていません。

内容ですが、3章までは、前回骨子でお示したことを修正しながらつくってきた部分もありますので、できるだけ変更点に絞りながらご説明させていただき、4章もかなり大部になっていますので、概略になりますが、簡単にご説明させていただきます。

まず、資料2でご説明いたします。1ページ「はじめに」ですが、これは報告取りまとめに向けての趣旨、あるいは背景を整理したものです。基本的には、前回お示したものを、表現上の修正等を行ったものです。

続きまして、3ページから第1章ですが、都市を巡る社会経済情勢の変化と都市政策の課題ということで、前回お示した骨子では、情勢変化と課題をそれぞれ分けて記載していました。ただ、変化を受けた課題という側面もあるので、これを一体にして、7つの項目に分けて、項目ごとに変化と課題をあわせて記載するように整理し直しています。

第1点目の項目として、人口減少・超高齢化の進展と都市の拡散について触れています。人口減少や高齢化の進展に伴って、地方都市や中山間地周辺、そのみならず、大都市圏においても大きな課題が生じているということを記載しています。

第2点目ですが、都市経営コストと効率化の要請について、書いています。ここでは、例えば、下水道管が40万キロにも達し、そのうち30年を経過している管路が7万キロもあるといった事例も挙げながら、都市経営コストの効率化が求められているという課題について記載しています。

次の4ページですが、地球環境問題への対応という部分で、我が国のCO<sub>2</sub>排出量のうちの約2分の1が主として都市活動に起因していると言われていたこともあり、CO<sub>2</sub>の削減や、ヒートアイランド対策、あるいは資源再生という課題が都市政策としても生じているということを整理しております。

続いて、激化する都市間競争の部分です。前回の骨子でも大都市の話はかなり書いていました。ただ、ご意見として、地方都市の話もありましたので、大都市における都市間競争の記載に加えて、国内都市間を含めて、地方都市の競争力強化の課題についても、再度整理して記載しています。

続いて、5ページですが、行政の広域化に伴う課題という部分です。行政の広域化に伴い、市町村の役割が重要となる一方で、さらに広域的な課題、あるいは市町村よりも小さなレベルでの対応の必要性の課題等が生じていることについて、整理しています。

次の、農地の転用・開発と都市からみた農のニーズの高まりについては、農地等への評価等の変化に伴い、転用の実態等も踏まえながら、都市政策としても、都市近郊や都市内

における農の位置付けについて総合的に検討する必要があるという課題について記載しています。

続いて、国民の価値観の多様化・技術革新・ライフスタイルの変化について、次の6ページに記載しています。様々な多様化の事例等を記載しながら、価値観の多様化・技術革新・ライフスタイルの変化に対応して、都市の質の向上や、あるいは柔軟で多様な都市政策の必要性が生じているということを整理しています。全体的に書いていました前回骨子でお示したことを、さらに多少膨らませ、あるいは整理しながら記載しています。

次に、7ページから第2章として、今後の都市政策の基本的な理念について整理をしています。副題に、将来世代に引き継ぐ、豊かで活力ある持続可能な都市と掲げています。都市の将来ビジョンは、個々の都市の地理的条件等を踏まえながら、市町村が中心となって地域ごとに検討すべきものですが、都市のあり方を巡っては、国の法制度、支援制度が大きく影響するということが、20～30年後を見据えた都市の将来ビジョンの前提となる、今後の都市政策の基本的な理念について整理することとしています。もともと拡大成長を前提として行われてきた都市政策が、最近では都市機能の拡散を抑止するという考え方も取り入れてきたものの、今後、人口減少等の「縮小」傾向の時代を明確に意識した上で、将来世代に負担を強いることなく、よりよいものを引き継ぐことを優先するという価値観に転換することを基本的な理念として、豊かで活力ある持続可能な都市を目指すべきということをまず記載しています。

そこで、第1として、豊かで活力ある持続可能な都市がなぜ必要かということについて、人口減少・高齢化の進展など、我が国の将来を巡る状況では閉塞感が漂っている、あるいは、公共団体・国の財政悪化等、こういった状況の中で、従来と同じ価値観のままでは都市の将来像についての展望が描きにくくなっている。加えて、長期的には全ての都市が一定の集積を有する都市としての機能を維持し続けていくことは困難であるということも、かなりはっきり記載しています。一方で、都市は我が国の活力を維持・牽引する源でもあるということで、今後、都市を良好な資産として将来世代に引き継いでいくことが重大な責任だということを記載しています。この責任を果たすために、量的充足の効率的な達成を基本に個々の満足・利益だけを考えた短期的視野の価値観から、全体として住みやすさ・暮らしやすさ・働きやすさを追求すること、あるいは、場合によっては現在の世代の満足や利益の追求を多少抑制してでも、将来の世代により良いものを引き継ぐという価値観へと発想を転換することが必要であるということを整理しています。

2として、豊かで活力ある持続可能な都市の実現に向けてというところで、持続可能性という言葉が、ともすれば環境という面で強調されることもありますが、環境のみならず、安全・安心や、経済成長、あるいは雇用確保といった様々な面で持続可能な都市の実現を目指すべきであるということを記載しています。

続いて、9ページ以降の政策転換の視点の部分です。この部分は、前回骨子でお示しした構成、内容と大筋は変わっておらず、ご意見を踏まえながら、表現ぶりを整理したり、あるいは追加したりしています。

最初の部分で、今までは整備を中心とした、いわば都市という多様な人々が集う「舞台」を拡張しながら整備をしてきた。ただ、今後は豊かで活力ある持続可能な都市を目指すべきで、このためには、都市の整備・改良に加えて、住民や企業、NPO等の多様な主体のまちづくりへの参加を促し、これら多様な主体で共有するまちづくりの方針の下、各主体がより質の高い活動を実践できるよう、様々な取組をコーディネートするなど、都市をいわば「演出」していくことが求められると整理しています。こういった、単なる舞台整備からの転換という方向について、政策領域、空間的範囲、時間軸、主体という4つの視点から、それぞれの記載をしています。

第1点目の、政策領域の拡大の部分です。この部分は、ほとんど前回の骨子でお示したものと変更していません。表現ぶりのみ修正しています。都市において展開される様々な活動を述べた上で、都市政策を広範な政策分野を対象とする総合的な政策に転換していくべきであるということについて述べています。

続いて10ページ、第2点目の、空間的な範囲の拡大です。この部分も、前回骨子でお示したものと表現ぶり等の修正があるだけですが、都市の外縁部やその外の区域について、都市の空間政策の一部として目を向けていくことが必要であること、あるいは、都市と農山漁村の関係についても、今後都市政策を考える上で、都市の政策の一翼を担っている農山漁村との共存を考慮に入れる必要があること等について記載しています。

続いて、3点目の、時間軸の拡大についてです。この都市のマネジメントの部分も、基本的にはあまり修正していません。ただ、11ページの第2パラグラフの真ん中あたりに「権利調整のあり方の検討も視野に入れて」と書いています。前回の骨子ですと、「所有権のあり方」とかなり大上段に振りかぶっていましたが、いろいろご指摘も受けまして、少し表現ぶりを改めています。また、次の、将来像の事前明示性と柔軟性の確保の部分については、将来像の事前明示の重要性を指摘した上で、いただいたご意見を踏まえ、修正し

ました。特に4パラグラフですが、「例えば、P D C Aのサイクルを確立して状況の変化に応じた変更を前提とする仕組みや、将来像の基礎となる基本理念との調和を保つことは前提とした上で、それに沿った都市整備について弾力的な運用を許容する仕組み等、柔軟な対応を取り入れつつ将来像を提示することが求められる」という部分について追加しています。

4点目の、多様な主体の参加と実践の視点ですが、多様な主体の協働の部分については、前回より若干表現ぶりの修正等をした部分です。続いて、12ページの、客観性と透明性の確保の部分ですが、第2パラグラフの中ほど、「さらに」以下ですが、住民やNPO等がまちづくりに参加すること自体が、その生き甲斐や満足感につながっていくということもあるので、このような意識も活用するという表現を追加した上で、客観性と透明性の確保について記載しています。さらに、次の、市町村の役割強化、広域連携と国の役割の明確化の部分ですが、前回の委員会でも、特に市町村の役割の重要性はもう少しはっきり書くべきではないかというご意見もいただいた部分です。そういった趣旨で、市町村の役割の重要性をさらに明確にした一方で、市町村間の調整を可能とするような仕組みについての一層の工夫の必要性、あるいは大都市圏についての広域的・国家的視点からの対応を検討する必要性等について記載しています。それ以外の部分は、表現的な修正にとどめています。

続きまして、13ページ以下で、今後の都市政策の方向について記載しています。この章では、「豊かで活力ある持続可能な都市」を将来世代に引き継ぐという観点から、第3章で示した政策転換の視点を踏まえながら、今後の都市政策の方向を提言することとしています。

まず最初に、1. 基本的な方向として、3章までを受ける形で、従来の「課題対応・問題抑制」型の都市政策から「ビジョン実現」型の都市政策への転換という方向性を提示しています。このビジョンを説明するために、1の第1パラグラフの後半部分では、都市の個性や実情を踏まえ、シミュレーションや費用便益分析等の手法も活用しながら、実現手段・プロセスとその後の管理・経営までを視野に入れて策定された都市空間の開発・管理に関する戦略として説明を加えています。

こういった「課題対応・問題抑制」型の都市政策から「ビジョン実現」型の都市政策への転換という基本的な方向のもと、一番最後の13ページの下4行、具体的には「エコ・コンパクトシティの実現」、「安全で安心して暮らせるまちづくり」、「都市の国際競争力の

強化と国際都市連携の推進」、「美しく魅力ある都市の実現」、「多様な主体による様々なレベルでのまちづくりの推進」という5項目について、国に対して、以下に述べるような方針転換と施策展開を期待するとしています。

14ページの「また」以下は、これらに沿って、さらに都市政策を支える都市計画制度と市街地整備制度について見直し検討の方向性を提言したいという形にしております。

2では、まず、5項目のうちの第1項目としての、「エコ・コンパクトシティの実現」について記載しています。我が国の都市は、「エコ・コンパクトシティ」を目指すべきであると、端的に言い切っています。人口減少や超高齢化、地方に加えて大都市郊外部での過疎化、財政制約に伴う都市経営コストの効率化の要請に応えるには、一定程度集まって住み、そこに投資や公共サービスを集中させることにより、必要な都市機能が集積する「集約型都市構造」を持つコンパクトシティを目指す必要があるとしています。また、地球環境問題への対応という意味でも、コンパクトシティはエコロジカルな都市でもあるということで、これを第1の基本的な方向性として示しています。

14ページの後半ですが、エコ・コンパクトシティの都市構造のイメージについて、若干説明する形で記載しています。エコ・コンパクトシティは、地域の特性を踏まえ、都市圏内の中心市街地及び主要な交通結節点周辺等を都市機能の集積を促進する拠点として位置付け、集約拠点と都市圏内のその他の地域とを公共交通ネットワークを基本に有機的に連携させる「集約型都市構造」です。その集約拠点では、徒歩・自転車交通圏内に居住機能を含む多様な都市機能が集積した拠点的市街地を再構築し、各拠点が分担して、日常生活を支える都市サービスや高度な都市サービスを提供していくもの、こういう形でイメージを提示しています。

15ページで、「集約型都市構造」の構築に向けた「選択と集中」の必要性について述べています。「選択と集中」による拠点的市街地の再構築と、それを支える都市基盤整備の重要性、さらに、これらに対して国が優先的に支援すべきことを述べています。

次の拠点的市街地の再構築支援につきましては、拠点的市街地再構築のための既存制度の柔軟な運用や新たな市街地整備手法の検討の必要性、あるいは、特に近年の金融情勢等を踏まえて、優良な民間都市開発事業への公的資金の支援強化、あるいは、総合交通戦略の策定やそれに基づくハード・ソフトの一体的取組の重点的な支援等の都市交通対策、さらに、15ページの下5行目からですが、交通結節点の都市交通施設の面的・包括的な配置計画を策定することで、公・民が連携して計画的に施設整備・改善に取り組める仕組み

の構築の検討等を記載しています。

また、最後の2行から始まっていますが、こういう日常生活を支える拠点的市街地では、「歩いて暮らせるまちづくり」を基本として、各種整備等を重点的に整備すべきであるということを述べています。

次に、それぞれの拠点的市街地間の連携軸の強化ということで、公共交通を軸として集約拠点相互の連携を強化して、都市圏内のその他の地域から集約拠点へのアクセシビリティの向上の取組を集中的に支援することの重要性を述べています。都市交通対策においても、需要追隨的な整備から持続可能な都市交通システムを構築する方向への転換の必要性、あるいは、街路の公共交通の走行空間としての機能の重視、あるいは経営も含めた公共交通のあり方を組み込んだ計画的な政策転換、さらに、LRT、BRTへの支援等について述べています。

次の、郊外部等におけるスマートシュリンクの方策ですが、ここでは拠点への集約に伴って生じる問題への対応のために、いわゆる賢い縮退（スマートシュリンク）の具体的な方策についても検討していくべきということを述べています。

次に、拠点的市街地における環境共生型の都市システムの構築という部分では、エコ・コンパクトシティの実現に向けて、温室効果ガスの削減に加えて、資源の有効利用、生物多様性の保全を含む自然共生を実現する必要があるということを述べた上で、都市環境施策の拠点的市街地での集中的な展開に関しての取組、あるいは検討すべき政策について記述しています。具体的には、個別施設の対策に加えて、地区・街区レベルでの関係者の連携による取組の一層の推進、次のパラグラフでは、都市内のみどりや水環境の回復・創出、将来にわたる保全・管理に向けた方策の構築等の積極的な推進、次のパラグラフでは、都市交通施策についても、持続可能な都市交通システムを構築する方向への視点の転換について、それぞれ記載しています。

さらに、次の、都市環境施策の総合化の部分では、いわゆるセクター別な対応から、都市環境施策を総合化する必要性と、そのために取り組むべき施策について記載しています。この中では、多様に存在する手法について総合的にどのように組み合わせ、また、どのような規模で実施するのが効率的であるかを判断しながらプランニングすることの重要性、効果を検証するためのCO<sub>2</sub>排出削減量の推計手法、あるいは、そのプランニングのための指針の早期の策定等について記載しています。

次の18ページですが、効率的な都市経営の推進という部分で、エコ・コンパクトシテ

ィの構築に向けた取組に都市の管理・経営の視点を盛り込むことの重要性をうたった上で、エリアマネジメント等の取組支援の充実、ストックマネジメント手法の体系化、さらに、最後のパラグラフで、時間管理意識やコスト意識を持って、施設整備や事業を効率的かつ透明性高く進めるために、将来都市像そのものの見直しや、それに整合する形で、廃止も含めた都市施設や市街地開発事業の計画の見直し等が円滑に行われるようになる方策を検討していくべきことを記載しています。

次の、広域でのビジョンの共有の部分では、エコ・コンパクトシティを実現していく上で、自治体間での広域的視点等からの計画調整が一層円滑に行われるような仕組みを検討すべきことを記載しています。

次に、施策の方向性の大きな2つ目です、安全で安心して暮らせるまちづくりに関する部分です。安全で安心して暮らせるまちづくりにつきましては、この社整審でも別に「安全・安心まちづくり小委員会」が設置されまして、そちらでも並行的に今報告書の間取りまとめに向けてご議論がされているところです。そちらでご議論されていることも踏まえ、また、それと調整しながら、事務局で案をつくらせていただいています。

まず、安全で安心して暮らせるまちづくりは、様々な取組の基盤であり、今後は、整備に要する時間と財源、将来の管理・更新も考慮に入れ、ハード・ソフトの多様な手法を講じて、総合的に取り組むことが重要であることを述べています。次の19ページに参りまして、これによって、ハザード（被害の契機となる外力）に対し被害を受けないような対策を講じるとともに、万一被災した場合にも、深刻な被害とならず、復旧が容易となるよう、発災前の事前対策を十分に行うことが重要としています。

こういった基本的な考え方のもとで、まずリスク情報の活用と連携によるまちづくりということで、リスク情報の十分な活用、あるいはハザードマップの整備の推進、あるいはリスク情報を都市計画の基礎情報の一つとして位置付け、活用することの有効性等について、ここでまとめて記載しています。

次に、多様な手法の組み合わせによるまちづくりです。これまでの対策が災害を抑止するための公共施設の整備や避難対策が中心でした。施設整備だけでは完全に安全性を確保することは困難であるという認識を示した上で、最後のパラグラフになりますが、公共施設の整備と併せた土地の使い方の工夫や地域力による対応等、多様な手法の組み合わせの重要性、あるいは、一番最後で、都市構造の誘導による抜本的な対策に取り組む視点の重要性等を記載しています。



20ページ、安全で安心な暮らしを支える都市基盤の整備ということで、我が国の都市基盤は既に老朽化が進行していて、計画的に長寿命化、耐震化等の対策を講じる必要があることのほか、各種の整備の必要性について述べています。

次に、4とありますが、項目としては3つ目の、都市の国際競争力の強化と国際都市連携の推進についてです。国際的な都市間競争が激化する中で、都市が成長力を維持できない状況となれば、我が国経済の持続的成長も望むべくはなく、都市の国際競争力の強化が急務であるとした上で、都市の国際競争力は、個性と総合力で決まる。このために、人々を惹きつけるような創造的で個性を高めるためのダイナミックな取組が求められることを述べています。また、世界各国、特に関係深化の著しい東アジアとの連携を強化する必要があることについて、特に記載しています。

都市の国際競争力の強化の部分では、特に東京圏等の大都市圏を中心とした交通ネットワークの利便性向上や、国際ビジネス拠点としての機能の強化、あるいは都市への投資を呼び込むための環境整備、あるいは国際的な研究開発拠点の形成など、大都市部を中心とした国際競争力強化のために取り組むべき施策の方向について記載しています。

次に、21ページにわたりまして、地方都市も含めまして、文化や観光面も含めて、国際競争力の強化の方向について記載しています。

次に、都市の国際連携の強化ということで、世界の都市政策に関する情報収集や、海外への情報発信の強化、あるいは、特に近年経済等の面で関係が急速に深化しつつあるアジア、特に東アジアとの連携の重要性等を記載しています。今後は国際的な都市間の互惠関係をより強化し、また、国でも、都市政策分野における政府間の連携強化を推進する必要があること等を記載しています。

次に、テーマの4点目、美しく魅力ある都市の実現についてです。ここでは、最初に、これまでの都市政策が経済性や機能面を優先せざるを得なかった結果、多くの都市で、その都市空間の個性が失われ、美しさや心の豊かさの面では不満足な状態にあると指摘されて久しいということを指摘した上で、今後は、あらゆる都市で、その都市を美しく風格を備えたものとして、次世代に継承していくための政策が展開されなければならないとしてございます。

22ページですが、まず最初に、景観形成と歴史文化環境整備等の推進ということで、ここではもちろん国家的価値のある歴史資産等の活用も含まれますが、それ以外でも、地域に埋もれている固有の資源の発掘、あるいは、新たな都市の顔となるような景観の創造

への取組の必要性等について記載しています。

次に、水・みどりとの共生の部分では、水・みどりを、美しく魅力ある都市の基盤として、また、身近な自然環境として不可欠な要素であるという価値観を、都市政策の方向として改めて明確に打ち出すべきであるとして、その必要性を記載しています。

次の、「農」との共生の部分ですが、23ページにわたっていますが、従来の都市と農地を対立する構図で捉える視点から脱却し、都市近郊や都市内の農地について、都市政策の面から積極的に評価し、農地を含めた都市環境のあり方をより広い視点で検討していくべきということにしています。

次に、6、多様な主体による様々なレベルでのまちづくりの推進、テーマの5つ目です。最近の高齢化・人口減少、あるいは財政制約を踏まえると、今後は地域のニーズに応じた都市環境の整備や公共サービスの提供が将来にわたって行われるためには、様々な主体が様々なレベルで将来の維持管理・更新を念頭にまちの経営の観点を持って、ハード・ソフトのまちづくりを担っていくことが求められている。このための新たな公の担い手の育成でありますとか、公的セクターの役割とその分担についての新たなあり方について記載しています。

まず、コミュニティレベルでのまちづくりの推進という部分では、公民協働で街を運営するエリアマネジメント、あるいは地域住民、民間主体のまちづくり活動の支援の重要性、あるいは教育、あるいはまちづくりへの人材の育成等について提案しています。

次に、市町村の役割の重要性という部分で、ここでは市町村が中心となった一体的・総合的なまちづくりの展開への期待を記載しています。

次に、広域での調整システムと公的セクターの役割分担ということで、広域のまちづくりを推進するため、一層円滑な広域調整の仕組みを検討すべきこと、あるいは、国と地方のより双方向的、あるいは水平的な関係の中での調整の仕組み等の必要性について記載しています。

次に、民間セクターの力を発揮させるための公的セクターの役割の部分です。従来は、国は民間セクターのまちづくりに対しては、市町村が支援する場合に間接的に支援するというのが原則でしたが、市町村の財政の困難性等もあるので、国として特に推進すべき政策に沿うまちづくりについては、地方公共団体の負担を軽減して、プロジェクトの性格によっては国と民間セクターが直接連携できる方法も検討すべきではないかということに記載しています。また、次のページですが、例えば、地方公共団体に代わって、あるいは地

方公共団体や民間セクターと連携して、まちづくりに取り組む組織の必要性、都市再生に関するノウハウを有する公的機関の役割への期待等も記載しています。

次の、協働の促進と利害調整の円滑化の部分でございますが、ここでは、これからのまちづくりに当たっては、計画段階から行政、専門家や住民等が協働して街並みや都市空間のあり方を検討することが重要であるとした上で、情報の可視化、共有化による協働、あるいは、早い段階での利害調整の仕組みの検討の必要性等について述べています。

次に、今まで述べたような方向性を踏まえた上で、都市計画制度と事業制度についての部分です。

7、都市計画制度の見直しに向けてです。最初の（1）ですが、都市政策における都市計画制度の位置付けについて俯瞰してございます。26ページ、この部分では、都市政策の基本手段としての都市計画の位置付けを踏まえた上で、最近進んでおります都市計画の枠を超えた新たな視点からのまちづくりの推進手法と都市計画が連携していくことが必要であることを述べています。

こういったことを踏まえながら、（2）のところ、今後の都市計画制度についての見直しの方向として、都市計画の政策性・実現力の強化を掲げています。都市計画の担う都市政策の実現手段としての性格を踏まえながら、より政策性と実現力を高める、こういう方向での見直しを、以下に3点に分けて記載しています。

まず第1点目として、都市経営戦略の受け皿としての位置付けの回復です。現在、市町村の広域化に伴って、都市計画区域と市町村の行政区域との間に齟齬を来すというような状況も生じています。こういったことも受けまして、少なくとも一つの行政区域において一体的・総合的なまちづくりが推進できるよう都市計画区域を設定する必要があるのではないかということ、また、27ページの上段では、先進的な取組に対して、都市計画の面からの支援の必要性、定型的なものに当てはまらない先進的な取組についての支援の必要性についても述べています。

都市計画に関する第二点目ですが、可視化と利害調整機能の強化です。都市が直面する課題を空間的に可視化して、利害調整を行う機能の強化ということです。このために、例えば、より双方向的で水平的な調整システムの組み込み、例えばということで、最後の3行に書いますが、国からの計画要請制度や、契約的手法のより大胆な活用、あるいは利害関係者の多い大規模事業等についての計画の確定手続等を挙げています。

次に、第三点目として、都市計画の評価システムの構築について記載しています。事業

や規制に関する都市計画に評価のシステムを導入することです。ここでは、「なお」以下に書いていますが、単に評価をするにとどまらず、例えば、長期間未実現のまま権利制限が継続している都市計画について、変更・中止するもの、実現を加速するもの等の仕分けを行う必要があることを記載しています。

次に、(3)といたしまして、残された重要な課題の一つとして、長期安定的な土地利用計画システムの確立を挙げています。これは次のページ、線引き等、様々な議論、あるいは様々な考慮すべき要素はあるわけですが、28ページの第2パラグラフで、そういったものを考慮しながらも、市街地の内部から郊外周辺、さらに広域にわたる一貫性のある土地利用計画システムの確立を目指していくべきであるとしています。ただ、「なお」以下、土地利用計画は、その急激な取扱いの変化が、現場や経済の大きな混乱を来す可能性も高い。こういったことから、制度設計や具体の適用に当たっては、円滑な移行に配慮するとともに、長期安定的システムとして機能するよう、関係者のコンセンサスの醸成を図りながら、着実に進める必要があるとしています。

さらに(4)として、21世紀初頭の確立を目指した段階的な実施、今後の進め方についての提言です。都市計画制度や関連制度の見直しについては、現行制度全般について総点検をしつつ、短期的に対応すべきものと、総合的かつ慎重な検討を行った上で中長期的に対応すべきものとに可及的速やかに仕分けるとともに、21世紀の都市にふさわしい制度として再構築していくべきであるということを述べています。

最後に、8として、市街地整備制度の見直しに向けてという提言になっています。これは29ページで、柔軟な手法による拠点的市街地の再構築ということを挙げています。集約型都市構造の構築を促進する観点からは、既存施設を活かしながら、また、散在している種地を計画的に活用して、居住機能も含めた必要な都市機能を誘導する必要がある。このために、事業を一気に、あるいは大規模に進めることにこだわらずに、権利者・利害関係者のニーズや都合に柔軟に応じながら、計画的に整備を進める手法が必要ではないか。また、エコ・コンパクトシティにふさわしい拠点的市街地にするには、都市機能の集積や環境共生を先導する街区を先行的に形成することも有効だ。こういったことで、区画整理や市街地再開発等の整備手法が基本とはなるものの、事業スケジュールや住民意向等に応じて部分的・段階的に整備を行うことも含め、より柔軟に整備を進めていくことができるよう、例えば、弾力的な事業区域の設定でありますとか、段階的な事業の施行等が可能な新たな仕組みも検討すべきだとしています。

かなり端折ったご説明になって大変申しわけございませんけれども、これに加えて、もし何かありましたら、また最後、まとめの文章等を考慮したいと思いますが、一応今回のご説明は以上です。

【委員長】 どうもありがとうございました。

それでは、今ほどのご説明に対するご意見、あるいはご質問ございましたら、ご自由にお願いいたします。

【A専門委員】 伺っていて少し違和感を感じるのは、都市の国際競争力という部分が少し違和感がありまして、例えば8ページの後ろから10行目、「さらに、例えば、大都市等は、我が国全体の経済成長を持続させる源泉であり、そのために国際競争力を強化する必要する必要がある」と書いてあります。都市が国際競争力を強化するというのは、少しトートロジーというか、都市が国際競争力を持っているわけではないわけですし、当然、都市の中に存在する経済主体が競争力の源泉でありまして、競争力を言うのであれば、そこがまず最初に出てこなければいけないのが、都市ばかりが強調されている感じがいたします。

都市というのは競争力の主体ではなくて、今申し上げましたように、例えば、企業でありますとか、銀行であるとか、あるいは、政治的な外交力という点からは政府も同じでありますけれども、それが競争力の主体であると思います。これを見ていると、都市のインフラを整備すると国際競争力が上昇するかなのような感じが出てきますが、そんなことはあり得ないので、今、日本の様々な点での競争力が低下しているという、これは現状がそうなのでしょうけれども、それは都市のインフラがないからではなくて、企業とか、銀行とか、政府とか、そういうところの国際競争力が著しく低下している、問題はここにあるわけですね。それには触れないで、都市の競争力だとするのは、私は、主客転倒ないしは問題のすりかえであって、悪くとれば、それは根底にハコモノ思想がやはりあるのかなという感じがいたします。

もちろん、都市のインフラの整備が、国際競争力の観点からは必要ないというわけではありません。別にそれを否定するものではありませんが、もとは企業なり銀行なり政府なりの能力不足が国際競争力の低下を招いているわけですから、やはりそれをまず書いて、そういうものが国際的な競争力を強化していくという努力に呼応する形でインフラの整備を進めるというような、いわば限定条件付きの都市整備でないと、高度成長期のハコモノ思想がまた復活してきているのかなという感じがします。例えば、これは書き方まで私が

申し上げるわけにはいきませんが、もとより国際競争力というのは、そういう経済主体の問題ではあるのですが、そちらのほうの努力と呼応する形で都市もインフラ整備を進めていくという程度の書き方にするべきではないかなと。インフラのほうが主客転倒で優先し過ぎているかなという感じがいたしまして、少しそこは違和感を感じたものですから、意見として申し上げたいと思います。

【委員長】 どうもありがとうございます。

【B専門委員】 全く今と同じテーマで、全く反対のことを言います。結果的に一緒かもしれないませんが、私、この8ページを読んで、インフラとは決して読めませんでした。要するに、具体的に書いてあるのが20ページであって、都市の国際競争力とは何かということを、ここに書いてあるわけです。それは4番の都市の国際競争力強化のところの第2パラグラフに書いてある、都市の国際競争力は、個性と総合力で決まるという認識でいくのではないかと。もちろん、その主体にある産業の経済的な力がありますが、それだけを考えてきたからいけないので、これからはそういうことではなく、個性と総合力をどうやってつくれるか、それが世界の中で生き残れるかどうかという時代に入っているのではないかという認識でここは考えるのではないかと。

その中にはもちろん色々なものも入ってきて、それにかかわるインフラもあるかもしれませんが、そのためにインフラがあるのではないということと、それから、銀行や何とかが頑張ることはそうですが、例えば、都市の産業というのは、必ずしもそういう経済活動だけで決まるわけではなく、例えば、都市自体がかなりの力を持っている一つの例として、都市そのものが観光産業を生んでいるケースがあるわけです。数字は避けますが、多分、フランスなどは、観光産業はたしか6%ぐらいあるはずで、要するに、都市の存在そのものが、結果的に人々を引きつけ、さらには、もちろん投資も引きつけるという、包括的に考えるという時代に入っているのではないかと。今までは、とにかく都市ならまず基盤整備、インフラだという話で来たのが、それは違うのだということの認識に立った上でこれを考えると、A専門委員と一緒にかもしれませんが、結果的に読み方は変わるだろうと。

逆に、20ページで気になったのは、これもやはりかなり経済にシフトしたことを書いてあるところです。都市の国際競争力というのは、実は、これに加えて、住環境や、多様性、機会の多様性をどう生むかにかかっています。そのことを書くべきであって、包括的に書かないと、個性と総合力は生まれません。とりわけ、日本への、東京への投資で必ずしも優位に立てないという中には、もちろん基盤整備という広い意味でのレベルが

ありますが、その中に、実は住環境整備とか、いわゆる国際的なレベルにおける人々の受け皿としての準備がないということもあるわけです。むしろ言うならば、ここを変えるのであれば、それを加えるべきである。当然、住環境も入るべきであって、そのぐらいの包括的なもので考えればいいのではないのでしょうか。

そう考えると、8ページの文章は、結果的には、てにをはがおかしいけれど、そんなにおかしくないのではないかとというのが私の印象です。

【委員長】       どうぞ。

【A専門委員】     観光は国際競争力とは何の関係もないのでして、今おっしゃった、都市自体が国際競争力という例として観光を挙げられました、これは競争力の問題ではないですね。日銭が入ってくるかどうかの問題だけであって、別に観光が盛んだからその都市に国際競争力があるということには、これは実例を見てもならないのは明らかですよ。

問題は、今の競争力の観点ですが、例えば、今やもう東京はアジアの中心どころか、拠点であることすらちょっと危なくなってきてしまっていて、例えば、数字的にはもう明らかに外信部が、つまり、各国の通信局というのは、もう東京に支社を置いているところはないですね。全部北京ですよ。東京は、その北京の出張所に過ぎませんよね。それから、金融市場も、東京の市場というのは全くメガ市場でして、それはもうシンガポールなり、香港なりが完全にアジアの中の主導的な金融市場ですよ。それから、経済においても、今や新規の投資は基本的には上海とか、インドとか、そっちのほうに向かっているわけですね。

それでは、北京なり、上海なり、インドなり、香港なり、シンガポールなり、それと日本の東京のインフラを比べたら、それは東京のインフラのほうはるかに立派ですよ。これ以上何をやるんだという感じですね。例えば、あれがない、これがないと言われるかもしれないけど、あれがない、これがないのは、そういう活動をしていないから、要らないからないだけの話です。何でもかんでも自分たちの国際競争力のなさを、都市のせい、人のせいにするなということですよ。

基本的には、国際競争力を強化するというで、今、東京が早急にやるべきことというのは、私はないと思いますね。それほどに、もう東京は相当インフラが進んでいる。諸外国の、例えば、パリやニューヨークやロンドンに比べたって、相当進んでいますよ。これ以上何を望むかという感じですね。それよりも、仏つくって魂入れずではありませんが、魂

のほうをもっと強化すべきであって、魂のほうには何も触れないで、あれをやれば、これをやればというのでは、私はハコモノになると思います。やはり現在の日本の国際競争力はどういう現況に置かれているかということを書き、その上で、それをサポートする形というのが、私は正しいと思うのです。今、B先生はそうおっしゃいましたが、少しこの書き方では、私はどうも違和感が非常に強い感じがいたします。

【B専門委員】 これはまた別途、先生と一回シンポジウムでもやりたいと思います。意見の対立以前の問題で、相当考え方に立ち入ってしまうので。ただ、都市政策小委員会で行っている範囲というのがあって、おっしゃることを突き詰めていくと、要するに、大もとの規制の問題だとか、仕組みの問題になってしまうわけですね。それが、こういう今回のやっているテリトリーに入るかどうかという議論になってしまうので、そこは避けたいと思います。

ただ、少なくとも、この社会資本整備審議会という立場から言えば、やはり基盤整備にかかることをやらなければならないということ、これだけではないことは確かですけども、これも言わなければならないということについては重要です。もう一点、どうも認識に違いがあって、東京は十分であるという、その認識自体が国をだめにしているのではないかと私はかねがね思っていて、ハブ空港に対する考え方も、強いて言うと、政府では深刻に考えていない節は見えてくる。そのあたりが、私はそもそも根幹にかかわる部分だと思いますが、この場ではないほうがいいと思う。非常に重要な部分ですね。そこを突き詰めないと、ここにおいてこないわけですから。ここであまりそっちの大もとを話していても、答えは出ないかなという気はします。

【A専門委員】 限定条件さえついていればいいと思います。

【官房審議官】 私どもの書き方が不十分ですね。私、都市・地域整備局の国際担当をしており、このところ、国際シンポジウム等何回も出ております。

確かに、企業の、例えば金融の世界で言えば、規模はそこそこありますが、グローバルプレーヤーとして日本の金融機関が活躍しているのかと言えば、それはゴールドマンサックスとかモルガンスタンレーと東京三菱を比べる、グローバルプレーヤーとして比較する人はあまりいないので、規模だけで比べると、何となく上には来ますが。

そういうのはもちろんしていただかなければいけない反面、一方で、都市の、確かに容量的にはそれなりに大きさはありますが、やはり多少不便さというか、金融マンからはやっぱり不便だとかですね。今、巨大空港の議論はありましたが、いいかどうかは別にして、



例えば、トヨタという会社も、ビジネスジェットは今全世界で11機展開をしておられるそうですが、東京では全く使えない。実はグローバル企業であるトヨタにとっては、東京というところで仕事をするについては、緊急な仕事があっても全く宝の持ちぐされになっているというようなことも。ファーストクラスで行けるんだから別にいいじゃないかと言えば、そういうことかもしれません。

一方で、ハコモノだけということでもなく、観光というふうに矮小化するのは私はよくないと思いますが、I先生いらっしゃいますが、京都や奈良というのは、世界一級の文化資産ですけれども、保全、世界への発信が立派かというところ、景観対策もやっと始まったところで、不十分と。もっと世界に打ち出していくことは、その都市の国際競争力でもあります。一方で、国家としての大変な国際競争力、パリのいろいろな古い寺院だとか、リヨンの産業的な遺産だとか、そういうものがその国を支えている大変大きな力のような気がいたします。A先生から言われた、もう少し前提のことがございますので、そのところも少し足しながら、かつ、我々も今大変ハコモノで批判を受けていますので、決してハコモノをどんどんつくれということではありませんので、それ以外のところも少し加筆しながら、文章をもう一回ご相談させていただくようにしたいと思います。

**【委員長】** ありがとうございます。それでは、ほかの論点で何か。

**【C委員】** 同じところすみません。私も、都市間競争、あるいは競争力ということに対して、少し違和感を持ったところはあります。

今、A先生おっしゃられたようなこともあるし、B先生がおっしゃったこともそうですが、4ページのところで、激化する都市間競争ということで、都市が相互に競争し合っているというイメージが明確に出ていて、それが大都市と地方都市という形で展開されているように思います。大都市については、今議論されたとおりかと思いますが、地方都市は、競争というよりも、一つ一つの都市が個性というか魅力をつくることによって、それが結果的には競争かもしれないし、結果勝てるかもしれないし、差は出てくるかもしれませんが、むしろ自立的に、選ばれる都市のための努力をしている状況が今あると思います。そういう意味で、競争という概念とは少し異なり、むしろ魅力をつくったり、今居住環境というお話が出ましたが、住んでもらえる、居住地として選ばれる都市や居住環境づくりとか、そういう視点が、競争という概念よりも、地方都市においては重要なのではないかなという気がします。

先ほどB先生から居住環境というお話が出ました。都市空間の構成要素として最も空間

ボリュームの大きい居住とか居住環境についてのイメージが、非常に希薄のような感じがしまして、その辺については、今回、余りさわらないというか、書かないということでしょうか。

【委員長】 確かに住環境については、やや記述が弱い感じはしますが。

【官房審議官】 そう言われれば、確かに、この1年間を考えると、住の議論はそんなにしなかったですね。今、はたと気がつきましたけど。何となく、住宅局があるので、まあという感じもあってですね。

【C委員】 しかし、建築物の、都市のマネジメントを考えると、住まいの部分は大きいですね。多分、床面積で6～7割いきますよね。だから、ストックマネジメントを考えると、そこを抜きにはできないと思いますが。

【委員長】 コンパクトシティというものを本当に進めようとしたら、まず住を動かさなくてはいけないわけですから、そういう意味では一番大きいところですね。

【官房審議官】 遅ればせですが、検討してみます。遅ればせなので、間に合うかどうか。

【D専門委員】 今、住環境の話も出かけたので、エコ・コンパクトシティの議論で、14ページです。あと、今回の参考資料1で4章分にまとめますというふうにして1枚で見せていただいたものもそうですが、参考資料1でエコ・コンパクトシティだけが図に入っているの、これはかなりコンセプトとして今回出そうとされているのかなと思ったこともあって、そこはちゃんと議論したほうがいいかなと思いました。

14ページの中に書かれていることは、地球環境負荷を克服しますというふうなことで、今、C先生が言われたような、生活環境のようなものも少しまじって、ゆとりあるというふうにならなくていいかなと書かれていて。多分、ここを書こうと思われていたエコ・コンパクトシティのもとの意味は、もっと地球環境的な部分にウエートを置かれていたのかなと、ちょっと読んでいて思いましたが、今の議論とあわせて、そのあたりの整理、文言はされたほうがいいかなと思いました。

あともう一つ、要するに、平成19年7月、第二次答申を出されたときに、集約型都市構造の議論は一度図にされているわけですね。参考資料1に出ているエコ・コンパクトシティの図というのは、よく見ても、そことの本質的な差はよくわからないものなんですよ。おそらくコンパクトシティというのは、本来はエコなものであるはずですが、ただ、都心にマンションをつくれればいいやという感覚で活用されてしまった部分というのがおそ

らくあって、その反省に立ってこの用語が出てきているということがもう少しにじみ出るような表現というのが14ページの中であり得るのかなというふうに思いました。だから、どこでエコになるのかということが、基本的にあまりきちんと説明されていなくて、多分、ここの書き方では、居住環境というよりは、交通の面と土地利用の面とでエコにしましょうということが言いたいのであろうと思いました。

そうなったときに、今度は少し話を展開しますと、一番最後の市街地整備制度の見直し、28ページの8のところ、これが一番最後のところになるので着目される部分も多いかと思いますが、エコ・コンパクトシティを受けて、ここで市街地整備制度を見直すというふうに書かれているので、そうなった場合に、対応関係で、どういう市街地整備制度にするからどうエコになるんだという論理展開のようなものが、本当はもう少しあったほうがいいのかという気がいたしました。

ついでにもう一つだけ、これは小さい話ですが、関連する話で追加させていただきますと、17ページの下から3行目のところに、都市環境施策の総合化ということで書いていただいている中で、例えば、「各対策手法によるCO<sub>2</sub>排出削減量の推計手法について充実を図るべき」、これはまさにそのとおりです。この辺の議論を突き詰めてやろうと思えますと、推計手法というのは別に大したことではなくて、今までいろんなやり方があって、どれかを使って、そんなに高度にできるわけではなくて、むしろ、その推計手法を使うときに、もともとなるデータがないというのが一番の問題で、基本的な情報をきちんと充実させるとか、そういうふうな記述が必要です。エコ・コンパクトシティを本当にやろうと思ったら、それは本当にエコになったかどうかチェックできないという、データがそもそもあまりない、信頼できるものがあまりないということのほうが本質的な問題かなと思いました。そのあたりは、細かい話ですが、少し文言をつけていただいたほうがいいのかと思いました。

以上です。

**【委員長】** ありがとうございます。ほかにございますか。

**【A専門委員】** 二度も発言して申しわけありません。今のエコ・コンパクトのところですが、人口減少社会でのコンパクトシティというのはなかなか難しいところがありましたね。要するに、人口が減って、それより何%減か何十%減か、そういうところの水準でとまるということがわかっていれば、そうした人口の分布なり年齢構造なり、そういったものからコンパクトシティというのは設計しやすいわけですが、これから起こることは、

これから多分100年、200年、長期にわたってずっと減っていくわけです。減っていくということは、コンパクトシティにしたら、極端に言うと、その翌日から、コンパクトシティのその部分はもう過大投資になるのです。どんどん人口は減っているわけですからね。ですから、普通の人口増加社会、あるいは定常的な社会と人口減少社会では、コンパクトシティに対する考え方、設計思想というか、そういうものは変わってしかるべきであって、人口減少という大きな条件変化というものが先頭に書かれていて、コンパクトシティのところは、いわゆる従来型のコンパクトシティの考え方になっておって、まず人口減少を前提として、コンパクトシティに対する基本的な考え方を変えていくというか、そういうような表現も少し欲しいかなという感じはいたします。

それから、同じく15ページあたりで、少しこれも気になったのですが、拠点的市街地の再構築支援とありまして、その第2パラグラフ、「中心市街地等の拠点的市街地における利便性確保と賑わいの創出」とありますが、これはちょっと概念として古くはないでしょうか。つまり、中心市街地が市街地の拠点であって、そこに賑わいがなければならないというのは相当古い考え方であって、これだけモータリゼーションが進んで、一方で非常に希薄化しているながら、中心市街地というのは、言ってみれば、鉄道を前提とした存在ですよ。戦前、昭和10年代に、国鉄が全国一律の画一的な駅前広場をつくって、その前に商店街を展開したわけですが、その遺産が今の中心市街地に過ぎないわけですね。そんなものがモータリゼーションの中で生き残るはずもないわけですし、そこに無理矢理、利便性を確保して賑わいというのはどうなのかなと。これも大前提で、モータリゼーションがあって、都市全体が希薄化している。人口密度等が、あるいは分布が希薄化しているとあれば、中心市街地というか、市街地の中心とか賑わいというものに対しても、少し概念を改めていき、新しい概念を創出していく必要があるのではないかなという感じがしました。ここはやや中心市街地活性化法の文章がそのまま出ているようで、これもやはり私は気になりました。

**【委員長】** ありがとうございます。

**【E専門委員】** 今、先生方からいろいろとお話を伺う中で、本当になるほどと思う気持ちで聞いておりました。実は私の地元も中心市街地があるんですが、コンパクトシティといったところで、もしマンションとかをつくっても、もう人は住まないだろう。地方の都市というのは、そういうものでございます。中心市街地といえども、将来的なことを考えると、やはりゆったりとした住居空間で、かつ住居と住居の間が密集しているのではな

くて、非常にゆったりとしたかたちで街が形成されていくという形が望ましいというか、そうしないと、人口を集中させようと思っても、もうこれはできないのだろうなということを感じております。

ですから、コンパクトシティと言われても、昔のようにいっぱい人が賑わって住んでいるというイメージではないだろう。人が集まる拠点的な公共空間、あるいは商業施設のようなものがあっても、居住空間としては、少しゆったり目のものを目指していくほうが、これからの時代には受け入れられやすいのではないか。なおかつ、若い人たちは現実どうい動きをしているかという、郊外の低廉な住宅を求めて、どんどん出ていっているという傾向が続いているわけです。そういう人たちを持ってくるわけですから。

人口減少を自明のものとされていますが、私はこれを是としてはいけないとずっと思っています。以前のように、どんどん拡大していくような経済状況ではないし、また、国全体もそうではない。ただ、人口減少を自明のものとするよりも、安定的に、持続的に人口が維持できる社会を目指していくべきなのではないか。減少というのは仕方ないにしても、それをもう仕方ないものとしてあきらめてしまっはいけないと思うのです。

というのは、現実若人たちの状況を見ていると、結婚したくないのではなく、結婚したくてもできないという現実が非常に多いように感じてなりません。特に男性の人たちには結婚願望が大変ありますが、年収や、仕事の問題となっています。女性のほうは、どちらかというと望みが高かったりする。そこでなかなかマッチしない。子供も、産み育てたくないのではなく、産み育てられない環境もあると感じております。そこには住環境に関する出費が大変高かったり、教育に非常にお金がかかったりという問題があるわけです。そういう若い人たちが持続的に都市に住まい、その中で安定的に子供を産み育てていけるような社会を目指していくというような文言を盛り込んでもらいたい。エコ・コンパクトシティとして、持続可能な社会を目指していくというのであれば、そういう住環境、あるいは、将来の世代の人たちが持続的に住んでいけるようなところへの考察を文言としてもう少し盛り込んでもらいたいということが、私の率直な感想です。

内容的には、こういう方向に行くべきなのだろうということを感じておりますが。

以上でございます。

**【委員長】** ありがとうございます。どうぞ。

**【F臨時委員】** 報告書案に限って意見を申し上げます。文章を拝見して、骨子からこれだけの文章を起こされるのは大したものだなと思うところはあるのですが、全般的に書き

足りないとおっしゃった部分と、おそらく少し書き過ぎの部分があるような気がしていて、規律密度というのでしょうか、もう少し一定のレベルでそろえられたらと思いました。

特に、7ページの2章、ここに「豊かで活力ある持続可能な都市」とありますが、この「豊かで活力ある持続可能な都市」というのは、一義的な定義がある概念ではなく、実はこの中身を各都市でじっくり考えてほしいという、そういうメッセージがある。よく読むと、8ページの下から6行目ぐらいに、「都市の規模、経済の現状、特性等」と、何となくそういうふうにも読めなくもないことが書いてありますが、あまりに後ろの規律密度が高いので、各都市で考える以前に、ここにみんな書いてありますという印象が少しあり、むしろ本当に持続可能な都市というものを、それぞれの都市でどう解釈して、それに向かってどう進めて行くのか。もちろん、大きな枠組みは必要なのですが、細かい具体的な部分は、ぜひそれぞれの都市で考えてほしいというメッセージをもう少し出してもいいのではないかと思います。それが大きな部分で、あとは個別になります。

1点は、24ページから25ページにかけての国と民間セクター云々というところで、特に25ページの上のほうにある、現下の状況とかで公的資金による金融支援の強化という部分は、少し気になる。これはまさにこの報告書で否定している問題対処型なのではないかということ直感的に思いますし、もちろん、公的資金による金融支援を否定しているわけではないけれど、この文脈で読むと、やはり大企業中心型ですね。そうではなく、むしろ、まちづくり支援のようなことにもきっちり公的資金で支援していくという、そういうところで使われたほうが、いいのではないかと思います。

それから、次は26ページ、一番下のパラグラフですが、ここはほかの部分と違って、都市計画区域の運用の話になっていて、制度の見直しというよりは、区域そのものをどうするんだということが書いてあれば良いが、これは今の区域を前提として広くかけなさいという書き方なので、少し違和感があるということです。

それから、個別なのでばらばらになりますが、28ページの土地利用計画システムのところ。ここは、くしくも説明の中でおっしゃったように、「なお書き」があって、ゆっくりやりましょう、着実に進めましょうということが書いてあります。しかし、それは全てに当てはまるわけで、わざわざこれだけなお書きを書く必要があるのか。このように書くとしたら、ほかも全部書かなくてはおかしいという気もするので、個人的には、このなお書きは、この素案には要らないのではないかと。なぜなら、どちらにしろ、こういうことは検討するのだから、あえて書かなくてもいいのではないかと思います。

最後に、拠点的市街地のことだけが市街地整備制度には取り上げられていますが、やはりスマートシュリンクも少しは書くということだと思います。

以上です。

【委員長】 ありがとうございます。どうぞ。

【G委員】 基本的に今まで議論されてきたことには触れられていると思うので、あまり文句はありません。都市政策の基本的な課題と方向ということで、都市政策の転換についての提言をするという意味から言うと、基本的に書かれています、強いて挙げれば、今の日本の都市計画の問題の一つは、あらかじめ民主的な手続を経て決定されていることのかなりの部分の実現していないところなので、その実現を担保する手法とか、システムとか、手段などにも触れたほうがいいのではないかと思います。

具体的には、20ページに、安全で安心な暮らしを支える都市基盤の整備ということで、防災の問題に触れていますが、ここで言っている密集市街地の解消、災害発生時の避難地や防災拠点についてです。災害時の移動については、地方の道路の整備が計画で決まっているのに実現していないという問題があると思います。密集市街地のほうで言うと、生活道路が都市計画で決定されているとおりでできれば、かなりの問題は解消します。ほかのところでは、景観の問題で、道路ができていないために各種の車線制限があることにより、みっともない隅切りマンションがたくさんある。これは景観だけではなく、居住環境の問題にも出てきます。それから、特に容積率が200%から300%、400%ぐらいのところでは、大抵、道路ができていないから容積率が使えない。都市計画では容積率が割り振られていて、そのためのエネルギー関係、その他、生活環境関係の都市基盤整備はある程度なされているにもかかわらず、例えば、東京ではあらかじめ割り振られている容積率の半分ぐらいしか使えない、使っていないという現状があります。もとを断つとかなり改善するという部分があるわけで、その辺も一言あっても良いかと思います。

表現の問題は結構微妙で難しいところがあると思います。なぜかという、この問題というのは、どこかで触れていますけど、広域的な都市計画の意思決定、権限プロセスの再配分の問題、それと、地域的な都市計画の意思決定の問題との関係に影響してくると思います。この小委員会ではないですが、部会でかつてまちづくり三法の改正のときに議論があったと思います。超高層ビルについて、総合設計や特定街区について、基礎自治体に一定規模以下のものは権限を移譲したことがありました。そのことによっていろいろ公益的な影響があり、処理について問題が生じているという話が出たと思います。都市政策の基

本的な課題として、一挙にこれを議論して解決できるとは思いませんが、そういったことを想定するような表現があってもいいのではないかなと思います。

これがまた、いわゆる施設コンフリクトといいますか、例えば、防災上必要な道路だとか、ごみ処理施設だとか、あるいは福祉上必要な福祉施設だとか、それに接しているところの近隣住民にとって多少迷惑な点があって、それでコンフリクトが生じて、都市計画で配置したものがなかなかできていないという問題があると思いますけど、そういった問題に対する処理とも関係してくると思います。これらは、私の考えはいつか提案しましたが、土地収用法等の再改正が必要だと思いますが、これはこの小委員会でそこまでやらなくてもいいですが、ただ、少なくとも、最初に言った都市計画で民主的な手続を経て――ただ、それに対する不満がいろいろあることも承知の上で言っていますが、それがあまりに実現していないという状況に対して、一言、それに対する工夫が制度的・システムの必要ではないかということ、うまい表現で入らないかなと思うことを発言させていただきたいと思います。

【委員長】 ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。

【C委員】 23ページから書かれている、様々なレベルでのまちづくりの推進のところですが、個々に違う話をごちゃっと入っているような気がします。例えば、地方自治体、基礎自治体に都市計画のかなりの部分について決定権がある中で、広域調整が必要になってきている。つまり、それぞれが決めていくことがうまく調整できないという状況だと思います。「まち」レベルでのまちづくりの計画、行政区レベルで決めている計画と、広域の調整があって、かつ、国がいろいろな民間セクターを直接的に支援することも必要というふうに、ちゃんと読めば見えますが、そのとき、それぞれがどんな役割を担うべきかについて、あまり明確ではない。さっき市町村が自分で、それぞれに持続可能な都市のビジョンをよく考えなさいというメッセージが弱いというのと同様に、何をそれぞれが責任を持って決めて、これだから、こういう問題が起こるので広域調整が必要で、なぜ国が今わざわざ民間セクターと直接契約するような議論が必要なのかというあたりが、その関係性というか、なぜなのかというのがとてもわかりにくかったです。

それから、最後、長期安定的な土地利用計画システムの確立に向けてということが、27ページ、都市計画制度の見直しに向けてのところで書かれているわけですが、その前提としては、さっき住宅の話をしました、今の市街地をストックとしてどう評価して、どういうふうに変えなければいけないのか。更新もしなければいけないと思いますし、更新



しないで活かしていかなければいけないところもあると思います。基盤整備については公園は公園、下水は下水、交通は交通というふうに、今あるセクションごとにきっちりと書かれています。市街地の考え方については、土地利用を考えていかなければいけない、また、コンパクトシティにしていかなければならないと言いながら、前半であまり触れられていなかったのではないかとこの気はします。

つまり、密集市街地の話が出ましたが、例えば、普通の地方都市の中心市街地は、それほど高層化したり、高密度になっているわけではなく、やはり木造の市街地があるわけで、それが今の都市計画の商業地域の発想ではうまく説明しきれない。でも、それが地方の中心市街地として魅力をつくるストックになる。こうした木造市街地のストックの評価には、安全以外にもあるのではないかとこの思うので、現在の計画制度であまり想定されていない木造市街地の中心市街地も市街地のあり方の前提の1つではないかと思えます。

市街地の更新をうまくコントロールしないとコンパクトにならないわけだし、更新をうまくコントロールしないと魅力的にもならない。今の市街地をどのように評価するかという前提のところとか、そのデータは、意外とないのですね。例えば、住戸数のデータは抽出調査でしかないですし、空き家とか空地のデータもないですし、その中で計画を立てている状況だと思えます。

**【官房審議官】** 結構共通していることとして、エコ・コンパクトシティ化していくことはわかって。それで、実は集約型都市構造というのは今までも出ていますが、ご指摘のとおり、都市・地域整備局はどうしても今まで土木インフラ中心の、それをどうやるかという都市計画を基本とする発想なので、上の市街地のイメージが今までなくエコ・コンパクトシティという議論をしていました。正直言って、それでは道路はもう少し中心市街地に寄せましようとかということをやっても、そこで容積率をどう見直すのか、用途をどう見直すかという議論なしの、市街地像なしということでした。

したがって、起きたことというのは、インナーズプロールという言葉も出ていますが、空間の空いた商業地に田舎でマンションがぽんと一棟建つという、これでコンパクトシティと言われる事象が起きた、また、これはA先生が言われた、鉄道というのはちょっと古いのではないかと。私たち、完全に否定すべきものでもないと思えますが、もう鉄道駅の前市街地は捨てるという判断をされて、ショッピングセンターのところにすべて機能を集約化するという考え方も、これが将来正解かどうかはよくわかりませんが、一つの自治体の選択肢です。そういう意味で、そこはあまりにもステロタイプに、鉄道駅、今

までの土地利用を前提としてコンパクトシティというところはちょっと強く出すぎている面がありますので、少し文章は精査させていただきたいと思います。

ただ、E委員から、人口減少というのは一概にということですが、これは一方で、今までも、データはうそをつかないものですから、政治的には非常にわかりやすいのですが、今回の答申では、やはり人口減少というのは一番正面切って、それに対処していく、その中で活力ある地域社会をどうつくっていくかということで、できたらいかせていただきたいなと思います。

それから、F先生からのご指摘で、文章の長短のアンバランス、詳細のアンバランスは確かに私も気にはなっているところなので、少し気をつけたいと思います。

あと、公的資金のところは、この書き方は不十分で、目先のいろいろな支援を行ったことをそのまま書いています。ただ一方で、今回よくわかったことは、市場化という流れでどんどん行きましたが、都市開発ということに対して、市場金融が十分に機能できる仕組み、極めて長期の20年、30年のリスクを、リスクのバケツリレーでは結局取れなかった。だれも金融界の人は降参していませんが、結果としては、世界的規模で市場金融が失敗したことになっていますから、金融界の方からはまたちょっとご批判も出るでしょうが、都市に対する金融構造というような書き方で、少し本質論に突っ込む形でトライをしてみたいと思います。

あと、G委員のお話の極めて重要なポイントがありました。一点、むしろお伺いしたいのは、地域と広域との調整の中で、特に地方行政の中での大都市特例の組み方が、我々、いつもガバナンスの仕組みとして日本特有ですけれども、一定に決まった政令市とか、東京都の特例とか、そういうものを前提にして全部やらなければいけない。しかも、それは一律で決まっていますから。そうすると、権限配分をあんまり柔軟にできないということがありますが、逆に、このところは、どういうふう to 今の大都市特例を、現場で行政をおやりになって、こんな大都市特例でやられると実はもう行政はあがったりになってしまうというふうにお考えなのか、そこら辺は逆にお聞かせいただければと思います。

最後に、C委員の土地利用のところは、まだ都市計画の見直しの中の最終の一番難しい、まさにゾーニングにかかわるところです。我々も検討したいと思っていますが、なかなか姿勢が定まらない。逆に言うと、コンパクトシティ化に持っていこうとすると、市街地像と密接に絡みますから、そのところに手をつけないと本当はいけないのですが、そこをどう手をつけるかというところは、まだ我々もちょっと腹が据わっていないところも

あります。もう少し検討させていただきたいと思っております。

**【事務局】** CO<sub>2</sub>の排出量の、確かにおっしゃるとおりでして、推計手法はあっても、そのもとのデータがないというのは、いろんなところで言われていることです。ただ、私どもでこれを整備するといってもなかなか難しい面はありますが、色々なところでお聞きしている、例えば、市町村でも、電力会社なり、なかなかデータがとれないというような話もありますので、そういったことも含めて、データの整備や、データのとり方、そういうことも、できれば触れていきたいと思っています。

**【委員長】** 最後の話は、都市計画の中には都市計画基礎調査というのがあるわけですね。あのやり方って、基本的にはあんまり変わっていないような気がします。だけど、例えば、これからの都市計画をやっていくためには、どういうデータは必須なのかということを見ると、例えば、都市計画基礎調査の編成というか、調査の対象なども少しずつ変わる可能性があると思います。おそらくD委員のご指摘というのは、そういうことを少し含んでいるのではないかと思ったのですが。

**【官房審議官】** 都市計画基礎調査全般の項目だとか、それから、だれがやるのかということを含めて、それについては、今回の都市計画制度の見直しの中の一つの柱として検討していますので、そういう形で少し触れるようにいたします。

**【G委員】** 一言だけ。さっきの話は、例えば、まちづくり三法の改正のときに、近隣市町村との境界付近に、こちら側の市町村がアウトレットモールの大規模なものを許可するというふうな弊害があったということで、この決定権限を、基礎自治体ではなくて、都道府県知事にかえるということをやったと思います。

政令市の場合と、例えば東京23区の場合とは違いますが、都市計画法、建築基準法サイドからの、まちづくりサイドからの要請ではなくて、地方分権という要請で、長年、何十年も要求されて、結局、総合設計や特的街区の小規模なものは区に決定権限を移譲ということが行われた。その結果、いずれも超高層ビルを建てる話ですから、しかも、広域的な都市計画の中で決定しなければいけないので、様々な弊害が生じている。私は弊害だと思います。これはどんどん建てろというだけの意味では決していないのですが、ただ、少なくとも、その決定権限については、私は、地方分権の観点ではなくて、広域的な都市計画の調整という考え方から再検討、再整理をするべきだというお話をいつかここでしたと思います。その話です。

**【委員長】** どうぞ。

【H委員】 少し違う話になりますが、今回の報告書の全体像を見ると、簡単に言いますと、1、2、3章は前説ですね。4章が今後の政策の方向性を具体的に示しているところで、13ページのところに、従来型の都市政策から「ビジョン実現」型の都市政策へ転換するというのが基本的な方向であると書かれています。上から3分の1ぐらいのところは、都市の将来ビジョンとは、というので、これこれを踏まえて、こういった手法も活用して、都市空間の開発・管理にかかわる戦略を意味しているんだ、こういうふうに定義をしたわけですね。

これは戦略だから、目的とかいうのがよく見えないとビジョンにはならないのかもわかりませんが、それは下のほうに書いてあって、ビジョンは各都市で描かれるべきものである。ただ、国としても共通のテーマがあるのではないかと書かれている。それが下の5つになっていますね。4つまではまだわかりますが、最後の「多様な主体による様々なレベルでのまちづくりの推進」という中身を見ると、共通のテーマとして取り上げて、それが都市のビジョンになるには、ちょっと書きぶりが違うのではないかと。もしこれを残すということであれば、むしろ12ページにちょっと書いていますが、まちづくりに参加することが生きがいにつながるとか、満足感につながるとか、そういうレベルで書かないと少しずいかなと思います。

むしろ、ここで書かれることは、その次のレベルにある、こういった共通テーマがあって、それを実際にやろうとしたときには、都市計画は大変重要な位置付けにあるというのは、25ページぐらいに書いてある。都市計画は、都市の政策を即地的に実現する、その空間制御の制度である。ビジョンの共有とか利害調整を図る手段である。ただ、それだけでは、公の役割が中心であったことから、それでは少し最近はうまくいかないというのがその下に書いてあり、むしろここにつながるのが、先ほどの多様なまちづくり、多様な主体によるまちづくりの推進という話に近いのではないか。その意味では、この最後の5番目というのを、テーマとして、それで挙げるのは書きぶりが違うし、位置が少し違うかなと思います。

そういうのが一点と、もう一点は、基本的にビジョン型にするためには、現在ある土地利用を変えなければいけないし、それから、今後の長期的な持続可能性を言っているのだから、今ある都市基盤施設をいずれやり直さなければいけない、更新しなければいけない。これは50年とか60年たてば必ずやらなければいけない。その土地利用の転換と都市基盤施設の再構築をやるためには、おそらくは、今の時点ではむだな土地を一旦抱える必要

があるのではないか。これは、今の費用便益分析では多分出てこない。これでは、多分、絶対だめになってしまう。しかし、将来的にはスムーズに代替をしなければならず、スムーズに都市基盤施設を更新するためには、一定の都市が管理していく土地というのがあるということは、こういうビジョン型の都市政策を実現するためには、絶対不可欠ではないかと思えます。それをぜひどこかで書いていただきたいというのが2点目です。

【官房審議官】 公的先行土地保有ということでしょうか。

【H委員】 その制度はどういうふうになるかはわかりませんが、土地利用の転換を図らなければいけないときに、必ず次の新しいニーズがそこにぱっと当てはまるということは考えにくいわけです。つまり、社会が動いている中で、次の時代にはここだけ、それがすぐに今の土地利用転換にぴたっとはまるということは考えにくい。そこで一旦面整理が入るかもわからないし、あるいは、だれかが抱えるかわからない。そのような土地について、一旦はだれかが抱えなければいけないと思えます。このことについて、ぜひどこかで書くべきではないかというのは、2点目になります。

【委員長】 今の2つ目は、現在、コストベネフィット・アナリシスは事業ごとにやっていますから、そういうことでは当然出ないと思えます。例えば、総合的な都市政策全体としての、ある種のコストベネフィット・アナリシスのようなことを行えば、もしかすると、そういうむだといいますか、バッファ的なものをかえってつくったほうが良いという事も出てくるかもしれないとは思いますが。

それでは、E専門委員、どうぞ。

【E専門委員】 先ほどは自分でもとりとめのない言い方になってしまったので、少し言い直しをしたいと思います。人口減少というのは、これから進んでいくものだろうと私も思っておりますし、データとして出ている。私が申し上げたかったのは、人口増だった時代に戻ってほしいということではなく、人口減少というのは事実ですが、極端な少子化だとか高齢化というのが進んでくるということは、これは必ずひずみを生んでくるものであり、それは子供が生まれない、育たない、お年寄りばかり増えていくというのは、やはりひずみのある社会であろうというふうに感じているわけです。

そういった中、都市政策を進める上で、これから次世代の人たちが安心して子供を産み育てていけるような都市になってもらいたいという、これはもちろん色々な都市がありますし、先ほどのお話もあるように、それぞれの地方自治体の努力、工夫も必要です。具体的に、ここをどういうふうに変えてくれということを申し上げているのではございません。

この原稿の草稿を書いている方に、私の思いとしてお伝えできればいいなと思っています。やはり住にあまりにもコストがかかり過ぎる現在の状況というのをどこかで変えていかないと、次世代を担う人たちが安心して子供たちを産み育てていくということがますます困難になっていくのではないかと、ずっと問題意識として持っております。ですから、土地利用のあり方のお話が今出ましたが、例えば、税制のあり方——税制のあり方を変えろなんてことを、ここにそんなに直接的に書くわけにはいかないと、そんなところまで要求しているわけでは、もちろんございません。ただ、社会のシステムのあり方、土地利用のあり方、そういったものもやはり見直していくことが私は必要だろうと思っていますし、そういう思いが何となくにじみ出るようなものにしていただきたいなという強い願いがございます。

根本には、本当に持続可能な社会にしていく、そういう社会にしていかないと、ますます社会のひずみというのは広がってしまうのではないかと、危惧というのか、都市政策においても、やはりそういう問題意識がにじみ出るようなものになれば、非常にインパクトが出てくるのではないかな、そう感じました。何をどうしろと言っているわけではございません。この私の思いを、原稿を書いていただく方に少しでも伝わればと思ひ、発言をさせていただきました。

以上でございます。

**【委員長】** ありがとうございます。

**【I 専門委員】** この小委員会の第一回会合のときに、前局長から冒頭話題になった国際競争力の話が出ました。国民が将来の都市像に対するビジョンの共有ができていないことが問題ではないかということがありました。今回、ビジョン実現型という形で基本的な方向が示されていますが、今、H委員もおっしゃったものというのは、国民が感じるビジョンというよりも、一定の条件、こうあるべきだという社会的な条件とかというものからくる規定要因だと思います。しかし、これからこういう街に住みたいとか、あるいは、こういうビジネスに投資したいと思う人たちが持つ都市に対する期待をもしビジョンだということであらわすとすると、そのビジョンを今共有するというか、示すことが非常に難しくなっている。民間セクターには、もうそんなビジョンを描くだけの力はなく、実は国のほうでも、まだ漠然としているだろうと思います。

産業構造の転換とか、あるいはライフスタイルの変化というものが、都市の市場経済にいろいろな影響を与えている。あるいは、かなり大きな建設産業への投資の部分を含める

住宅に関しても、ライフスタイルが変わってくれば、住宅ニーズが随分変わってきます。それから、私たちが直接関係するところでは、市民参加とかコミュニティということを言いますが、一人暮らしの人たちがこれだけ増えてくると、従来型の地域活動ができないだけでなく、自分の街に対する意見も言わないというか、考えてもくれない人たちが非常に増えてきている。そういう方たちが、一人暮らしの40代、50代が例えば4割とかのパーセンテージを占める地域で、本当に市民のための都市計画ができるかということは、非常に難しいものがあります。どうしても従来の古いコミュニティの構成メンバーだった三世代、90位の方がリーダーシップをとったりするということがあって、そこがなかなか転換できないということがあると思います。

私が申し上げたいのは、一つの地方都市にとっては、一つの将来像が商業、サービス業を強化していくために、例えば、観光に力を使う必要があって、だから歴史風致まちづくり法というのがありがたいというのは、そういう一つの形でおぼろげながら見えてきている。しかし、その歴史も風致もないところでは、一体工場が出ていった後、どういう街にしていくかということが探せない。それを、今ここに当てはめた枠だけで解けるかという、なかなか解決できていないところがあって、我々、都市計画に携わる者が、もっと積極的にビジョンを描く種になるものを見出してきて、市民にちゃんと語りかけて、歴史風致にかわるような将来像、この街はこの資源を軸に生きていこうというようなことを示す非常に大きな力が試されていると思います。

それでいきますと、この「エコ・コンパクトシティ」の実現のところに簡単な図が書いてあって、中心市街地が含まれる集約拠点と、そうではない集約拠点というのがありますが、一つの都市の中で考えると、今ビジョンが描きにくいというのは、郊外だと思います。ヨーロッパの最近の都市計画では、郊外の再生ということが非常に重視されています。中心市街地は歴史的環境とかを重視して、今言ったようなビジョンを考えていくということがありますが、郊外の場合は、やはり公共交通優先のまちづくりということになります。駅を中心に、どういう景観、街並みがあるかということ、そこにどういう商業だったら成り立ち得るのか、それが本当にその地域で必要とされているのか、それから、郊外は何と言っても周辺環境に恵まれているということがキーワードですから、その環境に恵まれた、小さいけれどもコンパクトによくまとまったというような、都市全体の、ここに書いてある集約型都市構造が複数の拠点によって成り立ってくるという構図が、一つのビジョンだと思います。そこに、少なくとも市民に共有してもらえるような街のビジョンを乗っけて

いくという作業が出てくるだろうと思います。その辺の仕組みがどうしても出てこないといけません。

それから、別の話になりますが、先ほど京都のことをおっしゃっていただきましたが、景観は終わった。それから、例えば、残っているのが、観光と文化ですね。ヨーロッパの事例でいきますと、1970年代に歴史的な都心部の保存というのが一応制度的に整った後、1987年に、ギリシャのメリナ・メルクーリが文化大臣でEUに出ていたときに、文化首都のキャンペーンをずっと展開してきました。だから、街並みが整ったところで、その歴史風致というものを現代の文化活動として、さらにそれを今日の創造都市につながってくる。創造的な能力を持った人たちを集めるような都市をつくってるときに、あの文化首都のプロジェクトの20年が非常に効いた。だから、何かそのようなことを、国土交通省の枠を超えて、全国的に取り込んでくるということが必要だと。だから、京都の京都創成という事業では、今、もちろん観光もやりますが、文化ということ、景観の次の大きな課題としてご提示しようと思っておりますが、それが新しい都市のビジョンにつながってくるだろうと思います。東京の場合、どういうビジョンを描くかというのは、大変難しい問題だと思って伺っていましたが、地方都市の場合は、実は描けるビジョンというのはそんなにたくさんないという現状もあると思います。

**【委員長】** ありがとうございます。

**【J 専門委員】** さっきG委員が、制度を実現するメカニズムも考えたらどうかと言われた発言を私なりに引きつけて申し上げたい。一番注目したのは、7ページの最初の出だしのところの第2段落、「かつては」という段落の3行目、「これからは、人口減少等の『縮小』傾向の時代を明確に意識した上で、将来世代に負担を強いることなく、よりよいものを引き継ぐことを優先するという価値観に転換することを基本的な理念とし」というふうに書かれています。これはすごいことでして、これは国民の価値観を転換するということでしょうから、法制度も根本的に変えないといけないのではないかという気がします。

今度、農地法が変わって、農地の利用者が農地を適正に、かつ効率的に利用することを確保しなければいけないという責務規定を入れましたが、これは別に農地だけのことでなくて、ここに書かれている価値観を実現するためには、どういう土地利用をしている人についても、人口減少社会のことを考えて、将来世代に引き継げるように意識せよと、このように言わなければいけないわけです。現在でも、土地基本法に国民の責務規定というのがあって、公共の福祉の優先、それから国・自治体の施策への協力ということをやった



ていますが、これではぼんやりしていて、何をしたらいいかわからないわけです。もう少し農地法みたいに具体的にやらなといけないとことがあります。ですから、「基本的な理念とし」の次に、「その価値観を社会全体として実現できるように、法制度を総合的に構築し」というような一文を入れていただきたいというのが一つ。

それから、さっきのE専門委員の人口問題ですが、私は環境学者でして、しかも、人間の環境ではなくて、動物や植物の環境も考えるという環境学者ですので、人間の個体数、すなわち人口をあんまり高めで安定させるのは賛成ではありません。しかし、逆に、人間のコミュニティがなくなってしまうと、環境の担い手がなくなるという面もあるので、E委員のおっしゃりたいことを私なりに解釈すると、人間も最低限集団を維持できるだけの個体数は必要だということになる。そう考えると、3ページの上の人口減少・超高齢化の進展と都市の拡散というところの第2段落は、この書き方だと少しまずいのではないかと。

「人口減少、高齢化は、地方都市、特に中山間地域等の周辺地域ではより深刻な事態となっており、集落の維持・存続さえも危ぶまれる状況が発生している」で切って、「そういう地域では、魅力的なまちづくりをすとか、人々を呼び戻す施策も考えなくてはならない」というように書き、「国土をどのように住まうかという根幹的な問題に発展している」というのは総論なので、一番下に持ってきて、総体として、国土のどういう部分にどれくらいの方が住むべきかという根本的な問題に至っていると、最後のところに書くべきだろうと思います。

それから、4ページの上からの地球環境問題への対応ですが、セクター別の対応では対応できないという部分ですが、これは法制度的には、要するに縦割りの法構築をやめるということを意味しますので、そういうことをやはりきちっと書かないといけないのではないかと気がしますので、法制度も総合的に設計すべきだということになると思います。

以上です。

**【委員長】**      ありがとうございます。

では、K専門委員、お願いします。

**【K専門委員】**    簡単に申し上げます。むしろ委員というよりは、読者として読ませていただいた感想ですが、特に住民とかというときにどちらを意識されて書いているかというところですが、例えば、私も学生と話をしている時、彼らの「僕たちは生まれてからずっと不景気ですから」という発言ではたと気がつくんですが、彼らは私なんかよりもはるかに持続可能性の問題を肌で感じているわけですね。生まれたときから景気が悪いという

ことなので。ですから、もし先ほどE委員がおっしゃったようなところを思うならば、もうちょっと明るく書いてもいいかなと思って。

出だしから、高齢化して、人口減少になって、不景気というマクロのほうからいきますが、そうすると、やはり追い込まれてコンパクトシティになってしまうので、むしろ下から書いていったほうが、私たちが今ここで住むなら、これはいいよねという、同じ内容であっても、やるにはどっちみち大変なことは間違いないですが、そういうふうにしていかないと、多分、この文章を私の学生が読んだら、ますます暗い気分になると思います。

しかし、私ぐらいの世代に向かって言うなら、これでは少し甘すぎるというか、もっと厳しく書かなければいけない。逆に言うと、今までやってきた都市のあり方がこれを招いている面もあるのではないかぐらいまで言ったほうがいいのではないかなという。2つ書くわけにはいかないですが、広く、若者向けにこういうのを出すかどうかわからないですが、描くならばそういうところだし、実際に危機感を持って担当する人には、そういう部分を入れる。実際これをやると、今の現役の人は、何か負担が出てくるはずですよ。あまり明確には書けません。だから、内容的には私は特にありませんが、これが出たときの受け取られ方が、結局、追い込まれてこうなってしまったという感じを受けるのは、ビジョンとしては、もちろん事実なので、それは外すわけにはいきませんが、ちょっとそういうところをご配慮いただければと思います。

以上です。

**【委員長】** ありがとうございます。

**【L専門委員】** 2点、感想的ですが。

一つは、先ほどの話もありましたエコ対応の話で、セクターを超えてというのは4ページにあります。それから、本文の中でも、14ページから始まる中で、新しい都市システムを構築していくということがあります。今これを読ませていただき、私の興味で言うと、例えば、低炭素化社会に向けて、エネルギーのシステムが変わると思います。例えば、エネルギーのベストミックスのようなものをどうしようかという議論を一方でやっているわけですが、そうすると、必ず都市側のインフラが必要になります。例えば、今ソーラー発電の余剰電力の買い取りをかなり強化しようとしています。あれでソーラーがどんどん伸びていくと、そのための蓄電池が必要になるとか、あるいは、場合によっては、燃料電池を主体的にいくのだと。将来的にはもしかしたら水素を運べるような導管が必要であるとか、そういう形で、エネルギーの関係のシステムが変わって、それに対する都市のイン

フラが必要になるという可能性がある。それを今予測してここに書く必要はないと思いますが、最初の4ページにあるように、そういったことと連携するような、都市側で何か受けられるような意識を書きいただけるとありがたいかなと、1点思いました。

もう一つ、交通のところで、公共交通の促進のところがありますが、今、一方で、促進の協議会制度のようなものもできているので、少しその辺も書きいただければいいかなと思いました。

以上です。

【委員長】 ありがとうございます。

最後に、私からも幾つかございます。まず、10ページのちょうど真ん中ですが、「都市の空間政策の一部として目を向けていくことが必要である」と書いてありまして、これは別に他意はないですが、うがった見方をすると、都市政策のためにというか、都市のためというような意識で目を向けていくことが必要であるというように読めなくもないと思います。そうすると、ちょっと誤解を与えるのかなということです。これは単なる表現の話です。

それから、エコ・コンパクトシティというのを大きく打ち出そうとしていますが、日本中にあるすべての都市でエコ・コンパクトというのが最適解なのかというのは、私は少し心配です。むしろ、先ほどE委員もおっしゃいましたけど、もうちょっと分散型で、場合によっては省エネ的なことも考えた、低密度で、それほど大きくない都市だと思いますけれども、場合によっては都市と言えない、集落のような感じになるのかもしれませんが、そういうのも私はあるような気がします。ある一つだけの完成型としての都市イメージを前面に出すのが、本当にこの報告書としていいのかなと、これは少し心配です。もし心配を許容していただけるのであれば、これはこれでいいのですが、ほかの解も検討していくというようなことをどこかにもう少し書くといいのかなという感じがいたしました。

それから、16ページのスマートシュリンクのところは、先ほどF委員がおっしゃいましたけど、ややバランスとしては弱いかなと思うので、もう少し書く必要があるかなというのと。それから、同様なことが、18ページの広域でのビジョンの共有というところ、これも記述としては、ややバランスとしては弱いかなという感じがいたしました。

それから、19ページ、リスク情報の活用と連携によるまちづくりです。ここで結構重要だと思いますのは、結局、リスク情報を活用しますが、そのときに消費者が自らより安全なものにしていこうという、消費者というか、一般の市民にインセンティブを与えると

ということが重要で、安全にすることはすべて行政のほうからやってあげますよという感じになってしまうといけないと思います。例えば、建物を建てるというときに、耐震性により配慮したほうが得になる仕組みをビルトインさせればいいわけで、そういう意識——ここでは「自らは自らが守る」意識と書いてありますが、意識改革だけをするのではなく、そういう社会環境をつくるという発想も入れてもいいのかなと思いました。

それから、若干気になったのは、特に24ページの広域調整のところですね。広域調整は、ほかの審議会でも問題になっていますが、結局、広域調整は必要だと言いつつ、具体案がありません。国土審などでも問題になっていますが、本当はもう少し踏み込んだほうがいいのだろうと。ただ、幾つもの審議会でも検討して、なかなか出てこないということは、なかなか難しいのかなとは思いますが、一応最後の意見は希望ということで述べておきたいと思います。

以上、大体ご発言いただいたと思いますが、最後にこれだけはこの意見はございますか。よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、まだご意見はあるかもしれませんが、もう時間が来てしまいましたので、ここで意見交換を締めさせていただきます。

議事次第にその他とありますが、事務局からご説明をお願いいたします。

**【事務局】** それでは、次回の小委員会の日程でございますが、委員の先生方には既にメールでご連絡しておりますとおり、6月26日金曜日15時30分から17時30分の開催予定とさせていただきますと思います。

次回につきましては、本日のご議論を踏まえまして、事務局から報告案を提出いたします。これについて議論いただくことを予定しております。

また、次回につきましては、本委員会の最終回の予定となりますので、報告の取りまとめを行うこととさせていただきます。よろしくお願いいたします。

**【委員長】** 以上をもちまして本日の審議を終了させていただきます。皆様のご協力に感謝申し上げます。

事務局の方に議事進行をお返しいたします。

**【事務局】** それでは、これもちまして閉会いたします。本日はどうもありがとうございました。

— 了 —